

私は日本共産党市議団を代表して、陳情第 11 号 政府に対して原発運転期間「原則 40 年」規定の削除方針の撤回を求める意見書の提出について について委員会報告に反対の立場で討論します。

この陳情は、政府が 180 度、方針を転換し、次世代原発の建設推進や、既存原発の 60 年越えの運転を認める閣議決定をしたこと、規制委員会が原則 40 年と定めた原子炉等規制法の規定を削除することなどに対して、せめて規定の削除方針を撤回する意見書を国に出してほしいという内容です。

岡山市議会総務委員会では公明党から「規制委員会の審査があるから」との意見が出たそうですが、これは安全の担保にはなりません。

そもそも規制委員会は、2011 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原発事故の痛苦の反省の上に立って規制行政の独立性を高める目的で設立されました。それなのに、岸田政権の原発最大限活用方針への大転換に迎合することは、本来の役割を投げ捨てたことも同然です。

原子炉等規制法から「運転期間原則 40 年」の削除方針を決めた規制委員会では、「結論ありきで外からせかされ、十分議論が出来なかった」「60 年越えの審査基準をどうするかが後回しで決めたことには違和感を覚える」など委員から懸念の声が相次ぎました。また安全審査や司法判断で停止した期間を運転年数から除外し、60 年という上限を事実上、撤廃することについても、委員から、審査期間が運転期間に算定されない仕組みは、「審査を厳格に行えば行うほど、将来、より高経年化した炉を運転することになる」「これは審査している人間としては耐えられない」という強い意見が出ていたからです。

こうした規制委員会では、審査が原発の安全性を保障するものとならないことは明らかです。

そして、世界有数の地震・津波国にいる日本国民の生命と財産、経済・社会を危険にさらすものです。いまなお原発事故で苦しむ多くの人々、「原発ゼロの日本」を望む多くの方の思いを踏みにじるものにほかなりません。

こうした重大問題を、岸田政権は、国民的議論も国会での論議も避け、参院選から 5 カ月のわずか 5 回の会議で、財界や原発業界・大手電力会社の要求を丸のみし、「結論ありき」で勝手に決めたのです。到底認められません。

原子炉の圧力容器の壁は中性子などに照射される期間が長くなるほど弱くなります。運転停止の間も劣化し続けています。この期間を除外する科学的根拠はありません。

政府の基本方針は、原発の最大限活用の口実に脱炭素や電力の安定供給をあげています。しかしいずれも、原発依存では打開できません。原発固執は気候危機打開の不可欠な省エネと再生可能エネルギーの普及・拡大の妨げとなります。

電力の安定供給に必要なのは、電力需要の急激な増減に対応できる柔軟な電源の確保です。大口需要の時間調整の導入や蓄電システム強化、省エネ対策で対応すべきです。

また、電気代の高騰で原発の再稼働が必要という声もありますが、そもそもこの 10 年間、政府が再生可能エネルギー政策を本気ですすめなかった結、9 割を海外に依存している実態が今の要因になっているのではないのでしょうか。原発が安く感じるのは、核のゴミ処理などの費用を含んでいないからです。結局コストは高くついているのです。

そのためにも、少なくとも今以上には、老朽原発の運転期間制限を緩めず、現行の原発運転期間の 40 年ルールを厳格に運用するよう強く求め国に意見書を出す必要があります。よってこの陳情を採択することを求めます。議員の皆様のご賛同を求めます。